

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	限度額適用認定証等の交付	
根拠法令・条項	国民健康保険法施行令第29条の4 国民健康保険法施行規則第27条の14の2、第27条の14の4	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>医療費が高額になると見込まれる場合、申請により限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は標準負担額減額認定証（市民税非課税世帯等の場合）を交付する。 保険料に滞納があれば、交付できない場合がある。 柔道整復、はり、きゅう、あん摩、マッサージの施術は対象外</p> <p>69歳以下の被保険者 限度額適用認定証等を医療機関に提示することにより、同じ医療機関等で支払う同じ診療月内の一部負担金が、高額療養費と同じ基準の自己負担限度額までとなる。 入院時の食事代は、市民税課税世帯の場合1食460円（指定難病患者、小児慢性特定疾病患者、平成28年3月31日で1年以上精神病床に入院し引き続き入院する場合は260円）となる。市民税非課税世帯の場合、入院時の食事療養費が、標準負担額減額認定証の提示により、過去12カ月の入院日数が90日までは210円、91日以降は160円（90日を超える場合は再度申請が必要）となる。</p> <p>70～74歳までの被保険者 高齢受給者証（課税標準額が145万円以上690万円未満の世帯は限度額適用認定証を、市民税非課税世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証も併せて）を提示することにより、「同じ人」が「同じ医療機関等」で支払う「同じ診療月内」の一部負担金が、高額療養費と同じ自己負担限度額までとなる。 入院時の食事代は、市民税課税世帯の場合1食460円（指定難病患者、平成28年3月31日で1年以上精神病床に入院し引き続き入院する場合は260円）となる。標準負担額減額認定証の提示により、市民税非課税世帯で被保険者全員の控除後の所得が0円の場合、食事代は100円となる。その他の市民税非課税世帯の場合は、同証提示により、69歳以下の市民税非課税世帯と同じ額（90日を超える場合は再度申請が必要）となる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日交付
	標準処理期間を設定できない理由	